

広報みさと号外

第14報 平成29年11月16日発行

すまい再建
4つの支援策
11月20日から
受付をはじめます

「すまい再建」4つの支援策とは？



- ① 60歳以上の方に向けた支援
- ② 一定額までの利子負担を軽減
- ③ 民間賃貸住宅への入居費用を助成
- ④ 引越時の転居費用を助成



「すまい再建」にかかる支援策を実施します

熊本県では、熊本地震により被災し、県内に住まいを再建される世帯を対象に「すまいの再建」に係る4つの支援策を実施します。

◇支援策の対象になる世帯（いずれかに該当すること）

- ・ 応急仮設住宅の入居世帯
- ・ 全壊または大規模半壊のり災証明書の交付世帯
- ・ 半壊のり災証明書の交付世帯で、解体した世帯
- ・ 法に基づく長期避難世帯

こんな場合は？ Q & A

Q. 4つの支援策の対象世帯は、住民票上の世帯になるのか？り災証明書上の世帯か？

A. り災証明書上の世帯になります。

Q. 元々一つだった世帯が、2か所に再建した場合、それぞれが対象か？

A. り災世帯で1回のみ助成。どちらかの世帯を選択していただきます。

Q. 申請するタイミングは？

A. 再建先となる住所に転居を完了した後に申請いただけます。

Q. すでに再建先となる住居に転居している場合は対象となるのか？

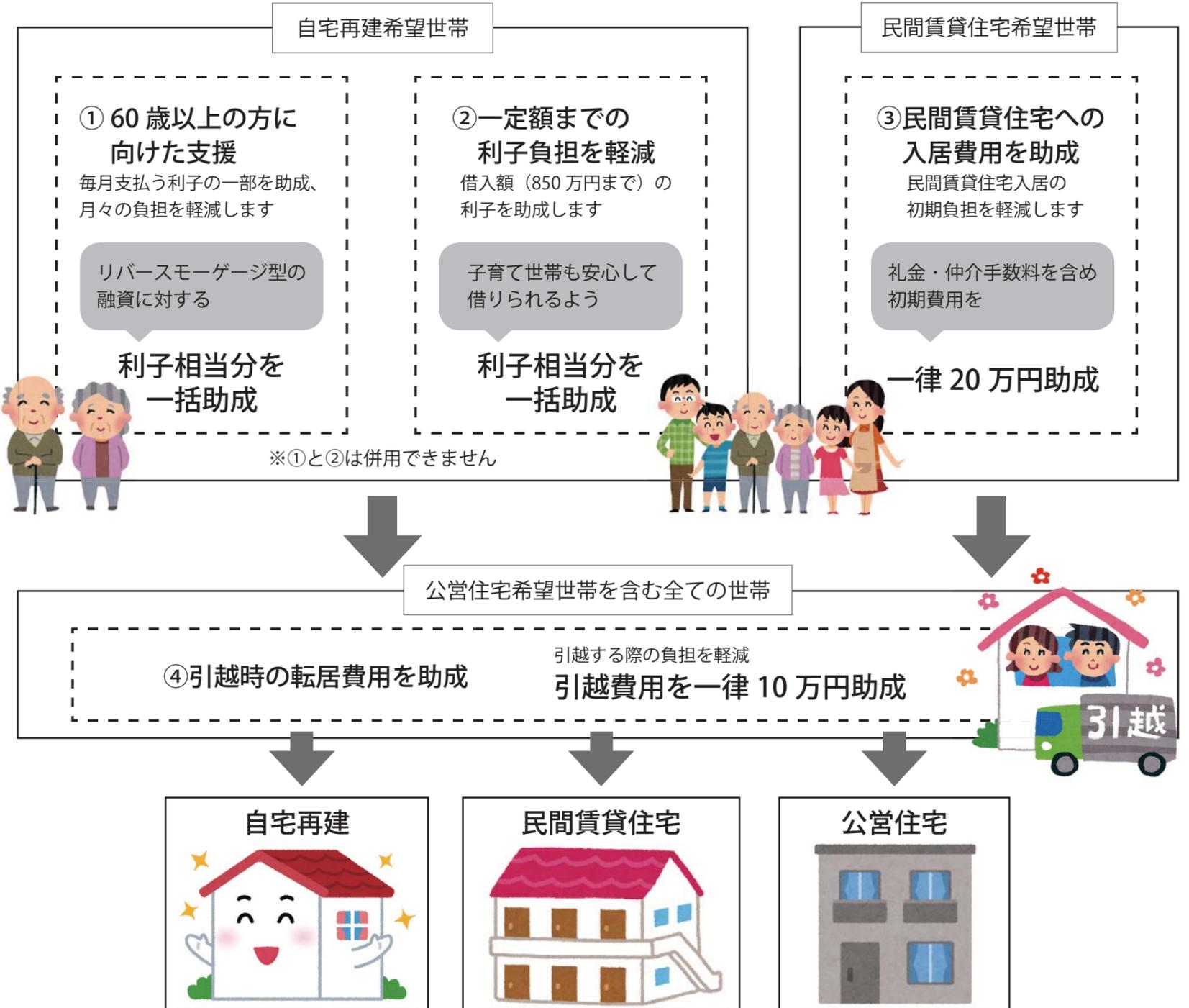
A. 遡って対象となります。

Q. 被災者生活再建支援金をもらっていても対象となるか？

A. 対象になります。

Q. 転居完了後の申請ではあるが、世帯のうち一部が仮設住宅に残る場合、申請は可能か？

A. 転居確認が必要となるため、全員が転居後申請してもらうこととなります。





① 60歳以上の方に向けた支援

リバースモーゲージ（高齢者向け返済特例）型融資とは？



返済は利息のみ

元金は、借入者が亡くなられたときに、担保の土地や建物を売却し返済する

ポイント

毎月の返済は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、住宅や土地の売却等により、一括して返済するもの。借入の条件などは、各金融機関にお尋ねください。

● 助成内容

県内で自宅を再建するために、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、その利息ぶんに対して助成を行います。

● 助成の考え方

助成対象借入額は、借入額のうち 850 万円まで（850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定します。）

○ 助成額 **借入額（限度額 850 万円）×利率（※ 1）× 20 年分**

※ 1. 借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

● 申請に必要な書類

- ① 被災証明書（写）
- ② 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ③ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書および返済予定表の写し
- ④ 入居者一覧
- ⑤ その他知事が必要と認めるもの

※左記の他にも必要となる書類がある場合があります。詳しくはお問い合わせください。

② 一定額までの利息負担を軽減

● 助成内容

県内で自宅を再建するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利息分に対して助成を行います。

● 助成の考え方

助成対象借入額は、借入額のうち 850 万円まで（850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定します。）

○ 助成額 **借入額（限度額 850 万円）×利率（※ 2）と実際の借入期間に基づき算定（元利均等返済の利息計算方法により算定）**

※ 2. 借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

● 収入要件

- ・世帯収入（世帯員の合計）500 万円以下（前年の課税証明書の合計）
- ・子育て世帯については、子ども 1 人の場合 550 万円、2 人の場合 600 万円、3 人以上の場合 700 万円に収入要件を緩和します。
- ・高齢者、障がい者についても、緩和措置があります。
- ・個人事業者等は所得で判断します。

● 申請に必要な書類

- ① 被災証明書（写）
- ② 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ③ 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の課税証明書（世帯全員ぶん）
- ④ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書および返済予定表の写し
- ⑤ 入居者一覧
- ⑥ その他知事が必要と認めるもの

※左記の他にも必要となる書類がある場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。

③ 民間賃貸住宅への入居費用を助成

● 助成内容

民間賃貸住宅へ入居する際に必要な礼金や仲介手数料等の初期費用を助成します。

● 助成の考え方

- ・一律 20 万円を助成
- ・現在入居されている借上型（みなし）仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合も適用されます。

● 申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 被災証明書（写）
- ③ 住民票の写し（世帯全員ぶん）
- ④ 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸契約書（写）
- ⑤ 口座振替申出書（申請者の口座でない場合は受領委任状を含む）
- ⑥ 解体証明書（半壊の場合）
- ⑦ その他町長が必要と認めるもの

④ 引越時の転居費用を助成

● 助成内容

仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居する際の転居費用を助成します。

● 助成の考え方

- ・一律 10 万円を助成
- ・現在入居されている借上型（みなし）仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合は適用になりません。

● このような場合も対象になります！

- ・仮設住宅に入らず、被災した住宅から直接再建先へ移転した場合
- ・自宅を解体し、同敷地内の納屋等で生活した場合
- ・（対象の要件に合致するのが条件で）公営住宅や親戚宅などで生活していた場合

● 申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 被災証明書（写）
- ③ 住民票の写し（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ④ 移転先の入居に関する契約書等（写）
- ⑤ 口座振替申出書（申請者の口座でない場合は受領委任状を含む）
- ⑥ 本人確認書類
- ⑦ 解体証明書（半壊の場合）
- ⑧ その他町長が必要と認めるもの



◇ 申請手続きについて

申請手続は、被災時にお住まいだった市町村で行っていただくことになります。申請の受付については、11 月上旬以降から各市町村において随時開始されます。

美里町の受付開始日：11 月 20 日（月）から
申請先：役場両庁舎 被災者支援相談窓口

◇ 詳しい内容の確認について

福祉課子ども・生活支援係または被災時にお住まいだった市町村の窓口、県庁健康福祉政策課すまい対策室へお問い合わせください。

◇ 問合せ（窓口）

- ・ 砥用庁舎 福祉課子ども・生活支援係 ☎ 4 7 - 1 1 1 6（直通）
- ・（他市町村）被災時にお住まいだった市町村の窓口へお電話ください。
- ・ 県庁健康福祉政策課すまい対策室 ☎ 0 9 6 - 3 3 3 - 2 8 3 9

